



栃木県公報

令和6(2024)年
10月29日(火)
第549号

目次

告示

○鳥獣保護区の存続期間の更新	775
○特別保護地区の指定	778
○特定猟具使用禁止区域の指定	779
○県営土地改良事業計画変更の決定	788
○道路の供用開始	789

公告

○大規模小売店舗の新設の届出	789
----------------	-----

告示

栃木県告示第492号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年10月29日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区 の名称	鳥獣保護区 の区域及び面積	鳥獣保護区 の存続期間	鳥獣保護区 の保護に 関する指針
千本松 鳥獣保護区	1 区域 那須塩原市千本松地内 一般国道400号と県道県 北大規模公園線との交点 を起点とし、同所から同 国道を北西に進み車道 (株式会社ホウライ所有 地の境界)との交点に至 り、同所から同車道を西 進し旧西那須野町と旧塩 原町との境界(旧大字境 界)に至り、同所から同 境界を北進しさらに東進 しさらに南進し赤田調整 池北端から直近の直角に 曲がる赤田鳥獣保護区界 北端との交点に至り、同 所から同保護区界を北西 に進みさらに南西に進み 県道県北大規模公園線と 県畜産酪農研究センター	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須塩原市中央部の南端に 位置し、アカマツを中心とする平地林が 比較的残されている地域である。このよ うな自然環境を反映して、毎年区域の内 外にオオタカ(準絶滅危惧)の営巣が確 認されるなど、これらを始めとする多様 な鳥獣が生息している。 このため、当地域は、野生鳥獣の生息 地として適しており、野生鳥獣の保護と 生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣 保護区の存続期間を更新するものであ る。 3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置 を行う。また、密猟防止のための見回 りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合 は、被害の状況や講じられている防除

	<p>所有の道路との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 836ヘクタール</p>		<p>対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。</p>
<p>袈裟丸山 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署242林班り、ぬ、る1、る2、る3小班、同243林班ぬ1、ぬ2、る1、る2、わ小班の一円の区域</p> <p>2 面積 204ヘクタール</p>	<p>令和6(2024)年11月1日から令和16(2034)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、日光市足尾町にある袈裟丸山東部に位置し、シラビソ、コメツガ、カラマツを中心とした針葉樹林と、ブナ、ミズナラ、サワグルミを中心とした広葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、鳥類としてトビ、ノスリ等の猛禽や、獣類としてニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど多様な鳥獣類が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載されているオジロワシ、イヌワシ、クマタカ(いずれも絶滅危惧I類)が生息しており、県内有数の猛禽類の生息地となっている。</p> <p>このため、当該区域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。</p>
<p>那須街道 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 国有林塩那森林管理署大田原事業区101林班の全域及び那須郡那須町大字高久甲地内の国有林同林班と那須高原牧場株式会社第二農場所有地の南側境界との交点を起点とし、同所から同農場所有</p>	<p>令和6(2024)年11月1日から令和16(2034)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須町の南部分で那珂川の左岸に位置し、那須高原の玄関口となっており、樹齢100年を超えるアカマツ林とクヌギ、コナラを主とした広葉樹林で覆われ、優れた自然環境を形成している。</p>

	<p>地の南側境界を北西に進みさらに北東に進み同農場に至る車道との交点に至り、同所から同車道を北西に進み町道筒地河川公園線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道丸山筒地線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道那須高原線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み同大田原事業区101林班との交点に至り、同所から同林班堺（北側）を南東に進みさらに南西に進みさらに南東に進みさらに北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 138ヘクタール</p>		<p>アカマツ林では、オオタカ（準絶滅危惧）の営巣が定着し、確実に繁殖している。また、小鳥類の食餌木等も多く自生しており、野生鳥獣の良好な生息環境になっている。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。</p>
<p>木 幡 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 矢板市木幡字宮下1194番1、字宮下1194番3、字宮下1194番4、字宮下1194番5、字宮下1194番6、字宮下1194番7、字上ノ山1214番1及び1214番2の区域</p> <p>2 面積 3ヘクタール</p>	<p>令和6(2024)年11月1日から令和16(2034)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、矢板市中心部の外縁部に位置し、住宅地と田畑の境に位置する木幡神社の境内地であり、樹齢200年を超えるスギ林にサクラ、イチヨウなどの広葉樹が混じる境内林には、キジバトやカケスを始めとする多様な鳥類が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。</p>
<p>勝山城跡 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 さくら市氏家地内県道</p>	<p>令和6(2024)年11月1日から</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区</p>

<p>氏家宇都宮線と市道U1236号との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道U1410号との交点に至り、同所から同市道を約150メートル西進し私道との交点に至り、同所から同私道を約30メートル北進しさらに約60メートル西進し鬼怒川左岸との境界に至り、同所から同境界を北進し勝山城趾公園内遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を約50メートル東進し市道U1236号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 13ヘクタール</p>	<p>令和16(2034)年10月31日まで</p>	<p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、さくら市中心街の南に位置し、県道氏家宇都宮線と鬼怒川に挟まれた鬼怒川河岸段丘で、桜の名所として県民に親しまれている勝山城趾公園を中心とした地域である。ケヤキやナラ類、クヌギなどの広葉樹を中心とした林相となっており、オオタカやコジュケイを始めとする多様な鳥類が生息している。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。</p>
--	----------------------------	--

栃木県告示第493号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年10月29日

栃木県知事 福田 富一

特別保護地区の名称	特別保護地区の区域及び面積	特別保護地区の存続期間	特別保護地区の保護に関する指針の案
<p>袈裟丸山特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署242林班り、ぬ、る1、る2、る3小班、同243林班ぬ1、ぬ2、る1、る2、わ小班の一円の区域</p> <p>2 面積 204ヘクタール</p>	<p>令和6(2024)年11月1日から令和16(2034)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 袈裟丸山鳥獣保護区は、日光市足尾町にある袈裟丸山東部に位置し、シラビソ、コメツガ、カラマツを中心とした針葉樹林と、ブナ、ミズナラ、サワグルミを中心とした広葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、トビ、ノスリ等の猛禽類や、獣類としてニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど多様な鳥獣類が生息している。また、栃木県版レッドリス</p>

		<p>トに掲載されているオジロワシ、イヌワシ、クマタカ（いずれも絶滅危惧Ⅰ類）が生息しており、県内有数の猛禽類の生息地となっており、この区域内全てを特別保護地区としている。</p> <p>このため、当該区域は特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。</p>
--	--	---

栃木県告示第494号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年10月29日

栃木県知事 福田 富一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域の区域及び面積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類
飯山・篠井特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域</p> <p>宇都宮市篠井町地内県道宇都宮船生高德線と逆川との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道1282号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道691号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道681号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道686号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み寅巳川との交点に至り、同所から同河川を西進し林道飯山線に通じる農道に至り、同所から同農道を西進し寅巳溜堤体右岸部との交点に至り、同所から同堤体を西進し寅巳溜貯水池南岸部に至り、同所から同貯水池を西進し林道飯山線との交点に至り、同所から同林道を東進し市</p>	<p>令和6（2024）年11月1日から令和16（2034）年10月31日まで</p>	銃器

	<p>道4217号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道685号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道687号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道686号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1864号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道681号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2770号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに南進し市道689号線との交点に至り、同所から同市道を東進し逆川との交点に至り、同所から同河川を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 138ヘクタール</p>		
<p>真岡・二宮 特 定 猟 具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 真岡市鬼怒ヶ丘地内一般国道408号と市道104号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道107号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1061号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道222号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1075号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1073号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道231号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1068号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道1111号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道1116号線との交点に至り、同所から同市道を南進し真岡鐵道との交点に至り、同所から同鐵道を東進し一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し穴川用水との交点に至り、同所から同用水を南進し県道真岡岩瀬線との交点に至り、同所から同県道を西進し一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み五行川左岸堤防との交点に至り、同所から同左岸堤防を南西に進み市道5021号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道4214号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進みさらに北西に進み市道258号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進みさらに西進し大和田用水との交点に至り、同所から同用水を南進し伊勢崎と大和田の字界との交点に至り、同所から同字界を南西に進み市道4217号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み認定外道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み市道4215号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道4217号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道物井寺内線の交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道121号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道西田井二宮線との交点に至り、同所から同県道を東進し真岡鐵道との交点に至</p>	<p>令和 6 (2024) 年11月 1 日から 令和16 (2034) 年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>り、同所から同鐵道を南進し市道5098号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道5117号線との交点に至り、同所から同市道を南進し栃木県と茨城県との県境に至り、同所から同県境を南西に進み市道5206号線との交点に至り、同所から同市道を西進しさらに北進し市道5203号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道結城二宮線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道276号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道結城二宮線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道真岡上三川線との交点に至り、同所から同市道を東進し一般国道408号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 3,412ヘクタール</p>		
大郷戸 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 芳賀郡益子町大字大郷戸地内町道259号線と大郷戸ダム提頂右岸との交点を起点とし、同所から同町道を南進し大郷戸ダム園地に至り、同所から同町道を西進しさらに北進し大郷戸ダム提頂左岸との交点に至り、同所から同提頂を東進し起点に至る線に囲まれた一円の地域</p> <p>2 面積 6ヘクタール</p>	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	銃 器
芳那の水晶湖 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 芳賀郡市貝町大字見上地内県道宇都宮向田線と町道3001号線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し町道3002号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道3003号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道3260号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道3159号線との交点に至り、同所から同町道を600メートル北進し当該地点から市貝町と旧南那須町と旧烏山町の行政界に至り、同所から市貝町と那須烏山市の行政界を東進し町道3001号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 222ヘクタール</p>	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	銃 器
鬼怒川緑地公園 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 宇都宮市桑島町地内桑島大橋と鬼怒川左岸堤防との交点を起点とし、同所から同橋を西進し鬼怒川右岸堤防との交点に至り、同所から同河川右岸堤防を北進し国土交通省杭(鬼怒川72キロ杭)に至り、同所から同所と同河川左岸堤防にある国土交通省杭(鬼怒川72キロ杭)を結ぶ線を東進し同河川左岸堤防に至り、同所から同河川左岸堤防を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	銃 器

	2 面積 94ヘクタール		
鹿沼白桑田 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 鹿沼市白桑田地内県道宇都宮鹿沼線と宇都宮市と鹿沼市との行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を南進し鹿沼市道0300号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道0354号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道7221号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、市道0300号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道0006号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道宇都宮鹿沼線(旧)との交点に至り、同所から同県道を北東に進み、県道宇都宮鹿沼線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域 2 面積 97ヘクタール	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	銃 器
足尾町総合 福祉施設 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 日光市足尾町神子内地内一般国道122号上にある東雲橋を起点とし、同所から南東に進み、大岩沢と神子内川との合流点に至り、尾根を南東に進み柏木林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み上小畑沢との交点に至り、同所から同沢を西進し神子内川との合流点に至り、同所から更に西進し一般国道122号に至り、同所から同一般国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 44ヘクタール	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	銃 器
清滝丹勢町 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 日光市清滝丹勢町地内市道日32044号線(表男体林道)と市道日22046号線との交点を起点とし、同所から市道日22046号線を南進し宅地との植生界に至り、同所から同植生界を南西に進み徒歩道との接点に至り、同所から同徒歩道を北西に進み市道日22046号線との交点に至り、同所から北西に進み同植生界との接点に至り、同所から北東に進み市道日32044号線との接点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域、並びに山林と宅地との植生界に囲まれた日光市清滝丹勢町610番地株式会社古河電工日光事業所社宅用敷地内 2 面積 15ヘクタール	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	銃 器
塩谷工業団地 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 塩谷郡塩谷町大字田所地内町道田所梶橋線と塩谷工業団地の北東の端との交点を起点とし、同所から同町道を南進し町道大宮14号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道大宮17号線との交点に至	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	銃 器

	<p>り、同所から同町道を南進し農道との交点に至り、同所から同農道を西進し町道大宮25号線との交点に至り、同所から同町道を北進し塩谷郡塩谷町大字田所2490番地株式会社秀メ敷地の北西の端との交点に至り、同所から同敷地界を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 40ヘクタール</p>		
<p>栃の木 カントリー クラブ 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 塩谷郡塩谷町大字東房217番地外栃の木カントリークラブの敷地全域</p> <p>2 面積 106ヘクタール</p>	<p>令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>喜連川工業団地 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 さくら市鷲宿地内県道大田原氏家線と喜連川工業団地第2運動場北側の農道との交点を起点とし、同所から同農道を南東に進み市道K3151号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道K3150号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道K3148号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み同工業団地南端の管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を北西に進み山道との交点に至り、同所から同山道を北東に進み市道K3148号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道K1006号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道K3146号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道K3147号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道U1367号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道U2-41号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道U1347号との交点に至り、同所から同市道を西進し県道大田原氏家線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道U1399号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み矢板市道乙畑5号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道乙畑・越畑1号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさくら市道K3152号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道K3187号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み喜連川工業団地の管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を南東に進みさらに西進し市道K3188号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 307ヘクタール</p>	<p>令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>黒羽大輪 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 大田原市大輪地内県道那須黒羽茂木線と県道稲沢黒羽線との交点を起点とし、同所から県道稲沢黒羽線を北進し市道黒羽中学校線との交点に至り、同所</p>	<p>令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>から同市道を北進し、市道駒込久野又線との交点に至り、同所から同市道を北西に進みさらに北東に進みさらに南東に進み、市道黒羽中学校線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、市道久野又1号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、県道那須黒羽茂木線との交点に至り、同所から同県道を南進しさらに南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 160ヘクタール</p>		
那須霞ヶ城ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 那須郡那須町大字伊王野2690番地外293筆那須霞ヶ城ゴルフクラブ株式会社所有のゴルフ場敷地全域</p> <p>2 面積 163ヘクタール</p>	令和6(2024)年11月1日から令和16(2034)年10月31日まで	銃器
那須伊王野カントリークラブ特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 那須郡那須町大字梁瀬591番地外153筆及び大田原市両郷364番地外17筆那須伊王野カントリークラブ所有のゴルフ場の敷地全域</p> <p>2 面積 120ヘクタール</p>	令和6(2024)年11月1日から令和16(2034)年10月31日まで	銃器
練貫特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 大田原市練貫地内県道東小屋黒羽線と市道練貫3号線との交点を起点とし同市道を北進し市道練貫4号線との交点に至り、同所から同市道を東進し大田原市と那須塩原市の行政境に至り、同所から同行政境を南東に進み大田原市道練貫6号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道大田原芦野線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道東小屋黒羽線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 128ヘクタール</p>	令和6(2024)年11月1日から令和16(2034)年10月31日まで	銃器
烏山城カントリークラブ特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 那須烏山市大桶地内の一般国道294号と市道大桶中山線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み、市道谷浅見平野線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、市道田島窪吉添線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道大桶小志鳥境線との交点に至り、同所から同市道を東進し一般国道294号を通過し一級河川那珂川との交点に至り、同所から八溝大橋を東進し、那須烏山市と那珂川町との行政境に至り、同所から同行政境を南進し市道大桶松野線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区</p>	令和6(2024)年11月1日から令和16(2034)年10月31日まで	銃器

	<p>域</p> <p>2 面積</p> <p>422ヘクタール</p>		
<p>仲妻・原 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域</p> <p>那須郡那珂川町大山田上郷地内の一般国道461号と林道向山線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北進し林道猪沢線との交点に至り、同所から同林道を西進し、令和3年度樹立那珂川森林計画那珂川町大山田地区36林班ツ準林班19小班との交点に至り、同所から山林と農地の地目境を東進しさらに北進し武茂川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北進し同45林班カ準林班20A小班との交点に至り、同所から山林と農地の地目境を東進し愛宕神社境内に至り、同所から同神社参道を南進し町道上郷須賀川線を越え、同50林班エ準林班13A小班との交点に至り、同所から山林と農地の地目境を南進し、同51林班ウ準林班4小班と林道原沢線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み同52林班オ準林班7小班との交点に至り、同所から山林と農地の地目境を南進し林道月出ヶ沢線を越えさらに南進し林道向山線との交点に至り、同所から同林道を西進し起点にいたる線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積</p> <p>130ヘクタール</p>	<p>令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>大平西山田 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域</p> <p>栃木市大平町西山田地内の市道1001号線と市道2080号線との交点を起点とし、同所から市道2080号線を南進し市道23059号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道2080号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1037号線の交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道23087号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道23087号線と繋がる農道に至り、同所から同農道を南西に進み市道23087号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道61120号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み栃木市大平町西山田と栃木市岩舟町鷺巣との行政界に至り、同所から同境界を北進し市道1001号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積</p> <p>127ヘクタール</p>	<p>令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>壬生町 総合公園 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域</p> <p>下都賀郡壬生町大字国谷地内町道2-189号線と北関東自動車道の交点を起点とし、同北関東自動車道を南西に進み県道上田壬生線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道1-144号線との交</p>	<p>令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>点に至り、同所から同町道を北西に進み町道1-145号線との交点に至り、同所から同町道を北進し二級町道61号線との交点に至り、同町道を東進し町道1-338号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道2-180号線との交点に至り、同町道を南東に進み町道2-188号線との交点に至り、同町道を南東に進み町道2-189号線との交点に至り、同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 162ヘクタール</p>		
<p>秋山学寮 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 佐野市秋山町地内の県道秋山万町線と市道渡戸線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し林道牛の沢出原線に至り、同所から同林道を西進し佐野市秋山町と佐野市作原町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北進し渡良瀬川地域森林計画区佐野市氷室地区14林班と同16林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進し同14林班と同15林班及び同16林班の林班界との交点に至り、同所から同14林班と同15林班の林班界を南進し同15林班オ準林班と同林班ケ準林班の準林班界との交点に至り、同所から同準林班界を東進し同15林班オ準林班と同カ準林班及び同ケ準林班との準林班界に至り、同所から同オ準林班と同カ準林班の準林班界を南東に進み同15林班エ準林班と同オ準林班及び同カ準林班との準林班界との交点に至り、同所から同エ準林班と同カ準林班の準林班界を東進し同15林班エ準林班と同カ準林班と同渡良瀬川地域森林計画区佐野市氷室地区計画対象区域界との交点に至り、同所から同42林班コ準林班1小班と同2小班と同渡良瀬川地域森林計画区佐野市氷室地区計画対象区域界との交点を結んだ線を東進し同交点に至り、同所から同区域界を南進し同42林班コ準林班20小班と同25小班との交点に至り、同所から同準林班20小班及び同21小班と同25小班及び同26小班との小班界を東進し同42林班コ準林班21小班と同26小班と43林班ア準林班17小班と同12小班との小班界に至り、同所から同43林班ア準林班17小班及び同30A小班と同準林班と同12小班と同13小班及び同14B小班との小林班界を東進し同43林班ア準林班30A小班と同14B小班と同43林班ケ準林班との準林班界に至り、同所から同43林班ア準林班と同ケ準林班との準林班界を南進し同43林班ア準林班と同ケ準林班と同コ準林班との準林班界に至り、同所から同43林班ケ準林班と同コ準林班との準林班界を東進しさらに南進し同43林班ケ準林班と同コ準林班と44林班との林班界に至り、同所から同43林班と同44林班との林班界を東進し同43林班と同44林班及び同45林班との林班界に至り、同所から同44</p>	<p>令和6(2024)年11月1日から令和16(2034)年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>林班と同45林班との林班界を南進し同44林班オ準林班と同ケ準林班及び同45林班との林班界に至り、同所から同44林班オ準林班と同ケ準林班との準林班界を南西に進み同44林班オ準林班と同ク準林班及び同ケ準林班との準林班界に至り、同所から同44林班オ準林班と同ク準林班との準林班界を南進し同カ準林班と同ク準林班との準林班界を南進し同カ準林班と同キ準林班との準林班界を南進し同カ準林班と同キ準林班及び同渡良瀬川地域森林計画区佐野市氷室地区計画対象区域界との交点に至り、同所から南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 360ヘクタール</p>		
<p>あそ野学園 義務教育学校 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 佐野市田沼町地内県道作原上町線と市道204号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道203号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道桐生田沼線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道103号線との交点に至り、同所から同市道を北進しゴールド佐野カントリー倶楽部に至り、同所から同倶楽部の区域界を周り三床山山頂に至る山道(稜線)に至り、同所から同山道を東進し八幡宮に至り、同所から東進し市道6088号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道6059号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道作原上町線に至り、同所から同県道を南東に進み旗川西岸との交点に至り、同所から同旗川西岸を南西に進み田沼グリーンスポーツセンター最北端に至り、同所から東進し市道6050号線に至り、同所から同市道を東進し県道作原上町線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 323ヘクタール</p>	<p>令和6(2024)年11月1日から令和16(2034)年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>宮の森 カントリー 倶楽部 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 下都賀郡壬生町大字上田地内県道宇都宮栃木線と一般国道121号との接点を起点とし、同所から同一般国道を南西に進み町道2-105号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道2-112号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道2-482号線との交点に至り、同所から同町道を北進し宇都宮市と壬生町との行政界に至り、同所からゴルフ場境界に沿って進み壬生町と宇都宮市の行政界との交点に至り、同所から行政界を北東に進みゴルフ場境界に至り、同所から同境界を東進し宇都宮市と壬生町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積</p>	<p>令和6(2024)年11月1日から令和16(2034)年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	130ヘクタール		
都賀 カンツリー 倶楽部 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 栃木市尻内町1757番地1号1外都賀カンツリー倶楽部ゴルフ場の敷地全域のうち、寺尾狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域を除いた区域 2 面積 30ヘクタール	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	銃 器
壬生町 牛塚古墳 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 下都賀郡壬生町大字壬生甲地内県道宇都宮栃木線と町道3号線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み町道3-557号線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道上田壬生線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道3-160号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道3-151号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道3号線との交点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 95ヘクタール	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	銃 器
旧佐野 クラシック ゴルフ倶楽部 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 佐野市寺久保町1167番地外旧佐野クラシックゴルフ倶楽部の敷地全域 2 面積 159ヘクタール	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	銃 器
南河内 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 下野市仁良川地内県道結城石橋線と県道栃木二宮線との交点を起点とし、同所から県道結城石橋線を南進し小山市道11号線との交点に至り、同所から同市道を西進し小山市道2439号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み小山市道269号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み下野市道9102線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道栃木二宮線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 356ヘクタール	令和6(2024) 年11月1日から 令和16(2034) 年10月31日まで	銃 器

(自然環境課)

栃木県告示第495号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6(2024)年10月29日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営薬師寺・柴地区土地改良(区画整理)事業	令和6(2024)年10月30日から同年11月27日まで	令和6(2024)年12月12日	下都賀農業振興事務所
県営那須北(高久)地区土地改良(農業用排水施設)事業	令和6(2024)年10月30日から同年11月27日まで	令和6(2024)年12月12日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年10月29日から同年11月27日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年10月29日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
215	主要地方道 桐生田沼線	佐野市閑馬町字下川原347-5から 佐野市閑馬町字春高2454-1まで	令和6(2024)年 10月29日

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和7(2025)年3月3日までに知事に意見書を提出することができる。

令和6(2024)年10月29日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ喜連川店
栃木県さくら市喜連川辻畑4120番地 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社クスリのアオキ
石川県白山市松本町2512番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社クスリのアオキ
石川県白山市松本町2512番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和7(2025)年6月22日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,324㎡
- 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 43台
駐輪場 10台
- 荷さばき施設の面積

60㎡

8 廃棄物等の保管施設の容量

7㎡

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時00分

閉店時刻 翌午前0時00分

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

13 届出年月日

令和6(2024)年10月21日

14 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)